資料
No.２－２

高齢者関係資料

○ 雇用保険における高齢者の取扱について

経緯

○昭和59年の雇用保険法改正により高年齢求職者給付金制度が創設される以前は、雇用保険制度に高齢者による別段の取扱はなく、一律に被保険者としての取扱がされていた。

○ 高年齢求職者給付金制度の創設 （昭和59年 雇用保険法改正）
人口の高齢化による高年齢労働者の増加傾向が今後も予想される中で、65歳以上の高齢者については、労働生活から引退する者が大半であり、就業を希望する場合でも短時間就労や任意就業等の形態の就業を希望する者が半数以上を占め、特に、65歳以降新たにフルタイムの普通勤務に就き、その後、離職して再びフルタイムの雇用に就くための求職活動を行う例は極めて少ないという実態に即した制度設計とするため、高年齢求職者給付金制度が創設された。
また、高年齢求職者給付金制度の創設と併せて、65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされた。

○ 高年齢雇用継続給付制度の創設 （平成6年 雇用保険法改正）
「雇用の継続が困難となる状態」を「失業」に準じた職業生活上の事故ととらえ、高年齢雇用継続給付制度が創設された。

現行の適用について

○65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされているところ。（雇用保険法第6条第1号）
○被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者は高年齢継続被保険者とされているところ。（法第37条の２）
○64歳以上の高年齢労働者については、保険料の納付及び負担を免除することとされているところ（徴収法）。

現行の給付について

○受給資格を満たす高年齢継続被保険者については、高年齢求職者給付金が支給されることとされている。（法第37条の３）
・ 受給資格：離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。
・ 給付額： 被保険者であった期間が（1年以上：50日分、1年未満：30日分）

○ 60歳時点に比べて賃金額が25％を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者期間が５年以上である60歳以上65歳未満の被保険者）については、高年齢雇用継続給付が支給されることとされている。
・ 給付額： 60歳以後の賃金の１５％（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15％～75％にあたる場合は逓減した率）
・ 支給期間： 65歳に達するまでの期間

高年齢求職者給付金の支給状況

≪概要≫

同一の適用事業主に65歳以前から引き続いて雇用されている65歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前１年間に被保険者期間が６月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	１年未満	１年以上
高年齢求職者給付金の概要	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

（単位：人、%、千円）

	受給者数	（前年比）	支給金額	（前年比）
平成17年度	108,194	(△　1.7)	23,630,192	(△　2.6)
平成18年度	109,877	(　1.6)	23,870,545	(　1.0)
平成19年度	114,024	(　3.8)	24,799,937	(　3.9)
平成20年度	134,569	(　18.0)	29,085,114	(　17.3)
平成21年度	163,892	(　21.8)	34,937,954	(　20.1)
平成20年８月	7,674	(△　0.5)	1,671,833	(△　0.6)
９月	7,832	(　21.5)	1,672,501	(　21.9)
10月	9,882	(　17.7)	2,124,594	(　17.4)
11月	7,368	(　4.8)	1,550,200	(　4.7)
12月	7,122	(　41.5)	1,481,974	(　39.1)
平成21年１月	11,462	(　50.1)	2,472,533	(　49.3)
２月	12,844	(　43.1)	2,740,827	(　42.9)
３月	12,630	(　83.2)	2,646,801	(　82.9)
４月	29,019	(　37.5)	6,365,156	(　34.5)
５月	24,834	(　38.3)	5,410,896	(　37.3)
６月	14,781	(　53.6)	3,152,281	(　52.0)
７月	13,526	(　49.2)	2,918,624	(　47.9)
８月	10,162	(　32.4)	2,184,273	(　30.7)
９月	9,914	(　26.6)	2,069,356	(　23.7)
10月	12,233	(　23.8)	2,574,897	(　21.2)
11月	10,091	(　37.0)	2,086,385	(　34.6)
12月	7,713	(　8.3)	1,583,595	(　6.9)
平成22年１月	10,396	(△　9.3)	2,212,711	(△ 10.5)
２月	11,133	(△ 13.3)	2,320,931	(△ 15.3)
３月	10,090	(△ 20.1)	2,058,849	(△ 22.2)
４月	27,566	(△　5.0)	6,008,200	(△　5.6)
５月	21,336	(△ 14.1)	4,559,355	(△ 15.7)
６月	12,836	(△ 13.2)	2,695,042	(△ 14.5)
７月	11,619	(△ 14.1)	2,459,403	(△ 15.7)
８月	9,297	(△　8.5)	1,954,016	(△ 10.5)

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

高年齢雇用継続給付の支給状況

（単位：人、千円、%）

	初回受給者数	（前年比）	支給金額	（前年比）
平成19年度	179,400	（ 43.1 ）	112,548,921	（ 1.9 ）
平成20年度	199,806	（ 11.4 ）	124,820,924	（ 10.9 ）
平成21年度	222,292	（ 11.3 ）	142,429,168	（ 14.1 ）
平成20年８月	13,012	（ 4.1 ）	9,919,127	（ 8.8 ）
９月	13,332	（ 9.5 ）	10,582,391	（ 11.1 ）
10月	13,228	（ 3.9 ）	10,348,392	（ 10.7 ）
11月	15,413	（ 2.0 ）	10,700,267	（ 10.0 ）
12月	15,214	（ 2.0 ）	10,430,862	（ 13.1 ）
平成21年１月	14,556	（ 13.2 ）	11,147,126	（ 13.7 ）
２月	14,956	（ 15.7 ）	10,656,491	（ 14.8 ）
３月	18,972	（ 19.8 ）	11,526,221	（ 15.0 ）
４月	17,450	（ 25.0 ）	10,771,138	（ 17.1 ）
５月	24,012	（ 19.4 ）	11,441,411	（ 15.4 ）
６月	29,809	（ 17.0 ）	11,528,725	（ 18.5 ）
７月	25,882	（ 20.0 ）	12,424,364	（ 16.4 ）
８月	15,752	（ 21.1 ）	11,607,437	（ 17.0 ）
９月	15,062	（ 13.0 ）	12,185,019	（ 15.1 ）
10月	14,115	（ 6.7 ）	11,665,315	（ 12.7 ）
11月	16,862	（ 9.4 ）	12,224,628	（ 14.2 ）
12月	17,036	（ 12.0 ）	11,780,395	（ 12.9 ）
平成22年１月	14,611	（ 0.4 ）	12,266,601	（ 10.0 ）
２月	14,255	（△ 4.7 ）	11,814,190	（ 10.9 ）
３月	17,446	（△ 8.0 ）	12,719,943	（ 10.4 ）
４月	15,302	（△ 12.3 ）	11,921,485	（ 10.7 ）
５月	21,969	（△ 8.5 ）	12,407,938	（ 8.4 ）
６月	27,753	（△ 6.9 ）	12,498,387	（ 8.4 ）
７月	22,221	（△ 14.1 ）	13,393,846	（ 7.8 ）
８月	13,673	（△ 13.2 ）	12,624,413	（ 8.8 ）

（注1）各年度の数値は、年度合計値である。
（注2）支給金額は業務統計値である。

高齢者雇用に関する現状について

1．高齢者雇用に関する状況

○　改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置については、平成25年度までに段階的に実施義務年齢が引き上げられているところ。（図表１）

○　特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢については、平成25年度に定額部分が65歳に引き上げられる。また、報酬比例部分についても平成２５年度から段階的に引き上げが始まり、平成37年度には65歳まで引き上げられる。（図表２）

○　平成21年の雇用確保措置の実施済企業の割合は97.2%に達しており、実施状況は着実に進展している。（図表３－１）

○　雇用確保措置の内訳としては、85.1%の企業が継続雇用制度の導入を採用しており、継続雇用制度の内訳として希望者全員を対象としている企業は38.0%（平成21年）となっている。（図表３－３、３－４）

2．65歳以降の雇用について

○　各国の男女の労働力率について、日本の「65歳以上」は、男性29.7%、女性13.0%と他国と比べ高い状況にある。（図表４）

○　「高年齢者雇用実態調査」（厚生労働省　平成20年）によれば、65歳以上の定年年齢を定めている事業所は14.8%（平成16年調査時は8.3%）、となっている。また、65～69歳の労働者を雇用している事業所は26.9%（平成16年調査時は22.5%）、70歳以上の労働者を雇用している事業所は15.6%（平成16年調査時は13.1%）、高年齢労働者の割合として、65～69歳は2.5%（平成16年調査時は1.9%）、70歳以上は1.0%（平成16年調査時は0.8%）となっている（図表５、６、７）。

○　「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（内閣府　2008 年）によれば、「いつまで働きたいか（60 歳以上の人）」は「65 歳くらいまで」とする者が 19.2%、「70 歳くらいまで」とする者が 23.0%、「75 歳くらいまで」とする者が 10.4%、「働けるうちはいつまでも」とする者が 36.8%となっている。（図表８）

○　「高年齢者就業実態調査」（厚生労働省　平成 16 年）においては、65 歳以上の雇用者の主な就業理由としては、「経済上の理由」が男性 60.3%、女性 55.3%「いきがい、社会参加のため」が男性 11.8%、女性 12.5%、「健康上の理由」が男性 9.6%、女性 9.3%、「頼まれたから、時間に余裕があるから」が男性 12.1%、女性 10.8%となっている。（図表９）

図表１：高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の実施義務年齢

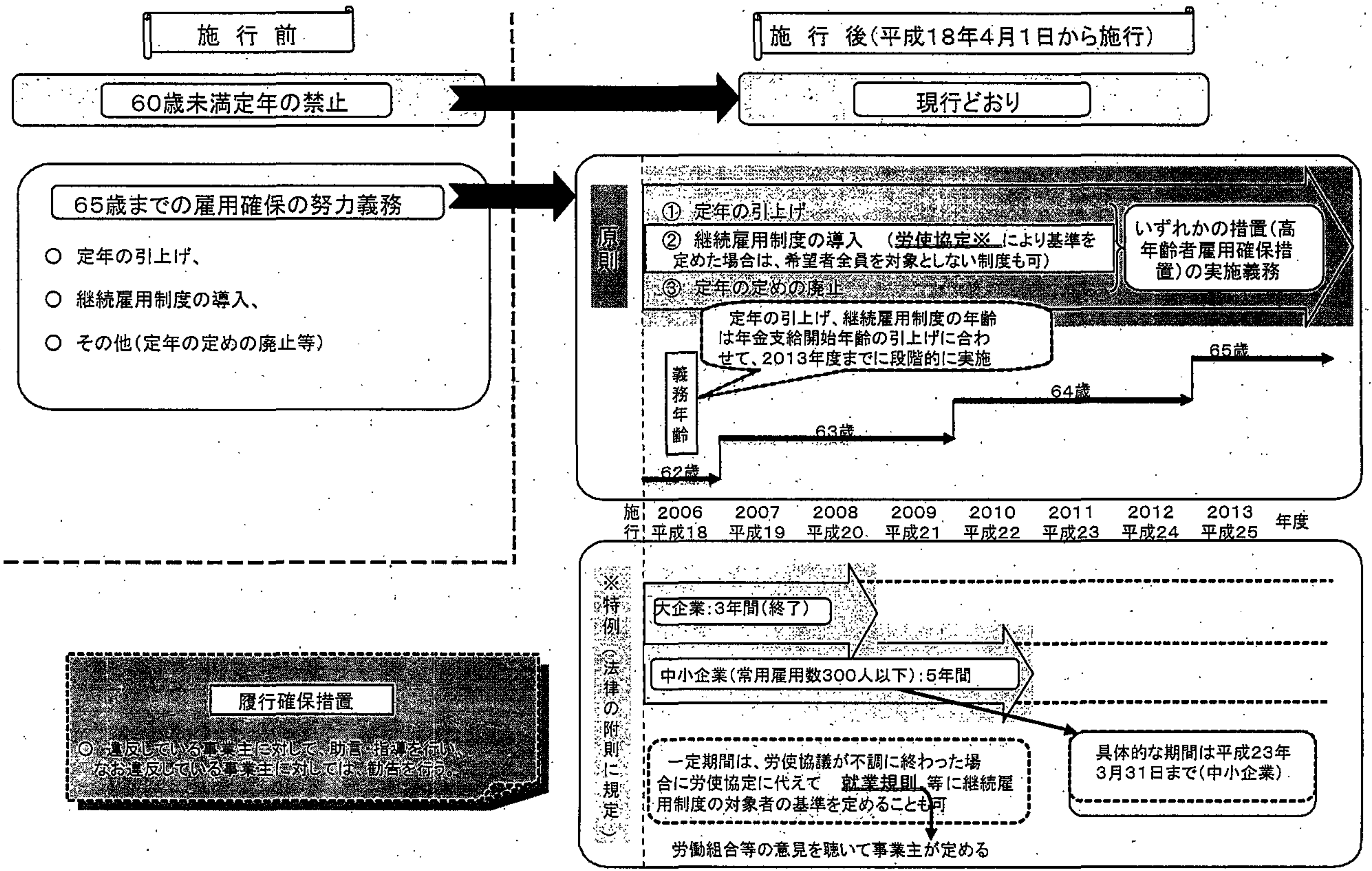

図表2：特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

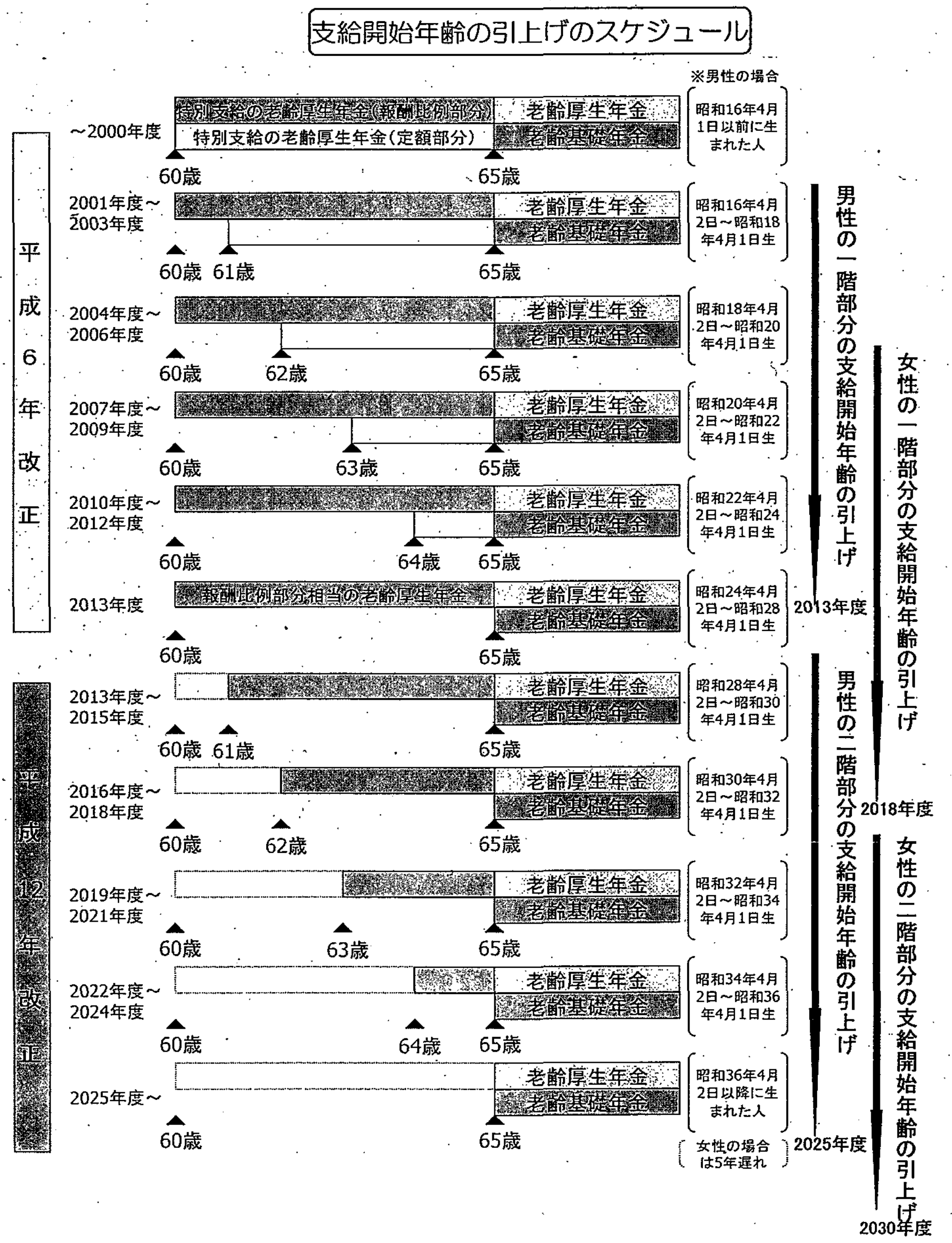

図表3－1　雇用確保措置を実施した企業の割合

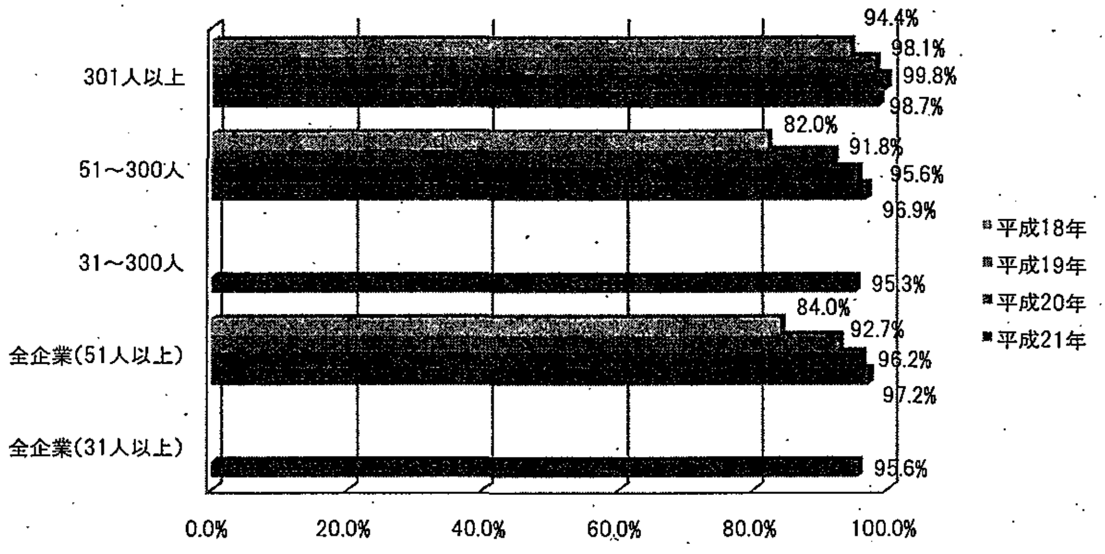

図表３－２　雇用確保措置の上限年齢

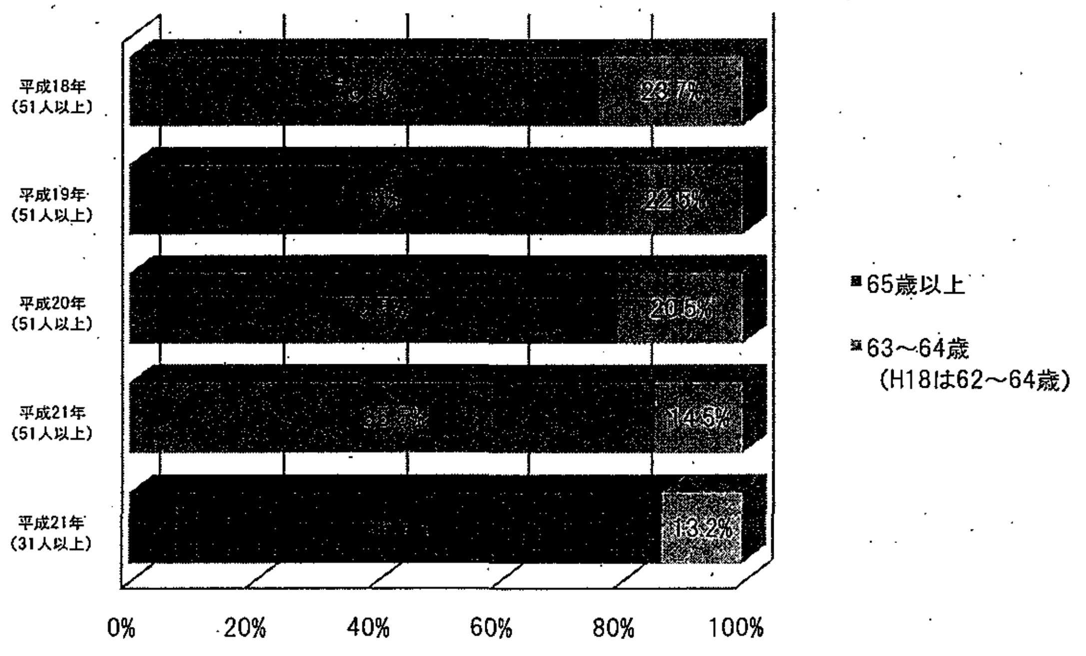

図表3—3　雇用確保措置の内訳

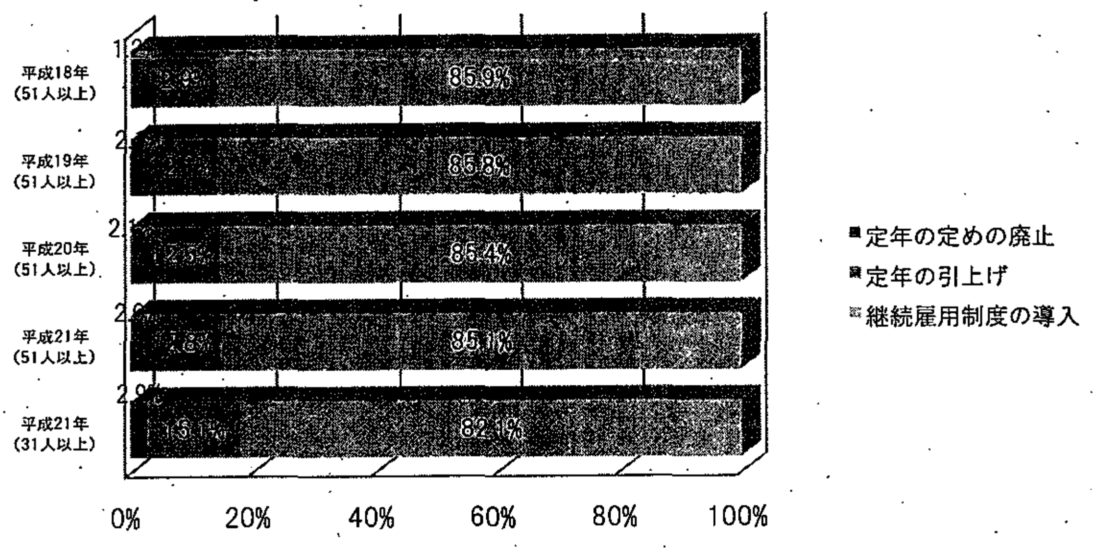

図表３－４継続雇用制度の内訳

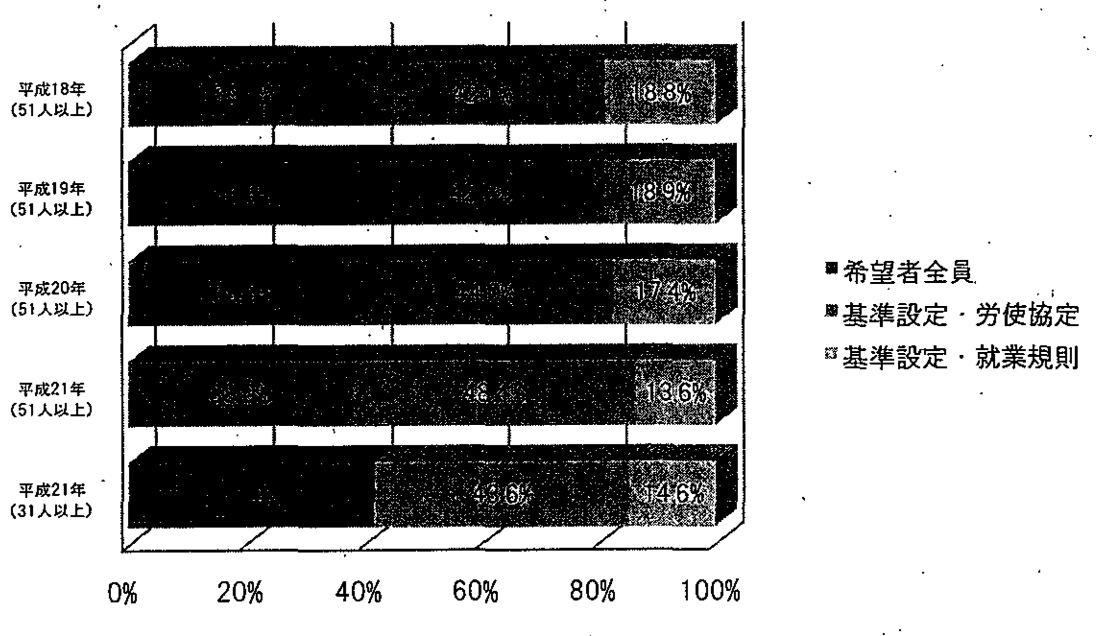

資料出所：「平成 21 年度　高年齢者雇用状況報告」

図表4　各国の労働力率

（%）

			50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
日　本	2005	男	95.7	93.6	70.3	29.4
		女	68.8	60.0	40.1	12.7
アメリカ	2005	男	85.9	77.6	58.0	19.8
		女	74.0	65.6	45.8	11.5
イギリス	2005	男	※88.9	77.9	55.5	9.2
		女	※78.6	63.5	31.0	4.3
フランス	2005	男	87.4	66.0	18.5	1.7
		女	78.5	56.0	16.7	0.9
ドイツ	2005	男	91.1	82.0	40.6	5.0
		女	78.2	64.4	23.0	2.1
スウェーデン	2005	男	88.7	85.4	65.1	―
		女	84.7	79.5	57.0	―

資料出所：ILO Year Book of Labour Statistics
　イギリス：OECD Labour Force Statistics
　日　本：総務省「労働力調査」(2005年)

（注）労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合
　労働力人口　日本：就業者と完全失業者の合計
　アメリカ：労働力から軍人を除く
　イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン：就業者と失業者の合計
　※イギリスのみ45～54歳

図表5 定年制の状況別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所総数	定年制がある	一律に定めている		定年年齢				職種別に定めている	その他	定年制がない
					60歳	61～62歳	63～64歳	65歳以上			
総数	100.0	73.5	67.1	(100.0)	(82.0)	(1.5)	(1.7)	(14.8)	4.1	2.3	26.5
前回［平成16年］	[100.0]	[74.4]	[72.6]	[100.0]	[88.3]	[0.8]	[0.6]	[8.3]	[1.2]	[0.7]	(25.6)
産業											
鉱業	100.0	82.7	80.5	(100.0)	(72.7)	(2.3)	(2.4)	(22.5)	1.2	0.9	17.3
建設業	100.0	65.2	61.6	(100.0)	(69.7)	(1.6)	(0.0)	(28.6)	1.8	1.8	34.8
製造業	100.0	75.3	71.2	(100.0)	(83.4)	(2.1)	(1.3)	(13.2)	2.0	2.0	24.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.9	93.2	(100.0)	(93.5)	(3.9)	(2.0)	(0.6)	2.2	3.5	1.1
情報通信業	100.0	86.0	80.1	(100.0)	(86.3)	(3.1)	(-)	(10.5)	2.2	3.7	14.0
運輸業	100.0	89.6	82.2	(100.0)	(77.5)	(2.3)	(5.2)	(15.1)	4.8	2.6	10.4
卸売・小売業	100.0	75.7	70.6	(100.0)	(87.7)	(0.5)	(1.4)	(10.4)	3.3	1.8	24.3
金融・保険業	100.0	97.1	90.3	(100.0)	(96.5)	(-)	(-)	(3.5)	5.0	1.9	2.9
不動産業	100.0	76.9	70.3	(100.0)	(84.7)	(2.4)	(1.6)	(11.3)	2.3	4.3	23.1
飲食店，宿泊業	100.0	55.8	50.4	(100.0)	(63.1)	(2.7)	(2.6)	(31.6)	3.6	1.8	44.2
医療，福祉	100.0	64.4	52.7	(100.0)	(83.5)	(2.0)	(1.1)	(13.5)	8.0	3.7	35.6
教育，学習支援業	100.0	82.7	63.8	(100.0)	(77.0)	(3.4)	(4.1)	(15.4)	16.2	2.7	17.3
複合サービス事業	100.0	98.6	87.2	(100.0)	(99.3)	(0.2)	(-)	(0.5)	7.3	4.2	1.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	75.5	68.1	(100.0)	(81.1)	(1.8)	(3.0)	(14.2)	4.5	2.9	24.5
事業所規模											
1,000人以上	100.0	99.8	80.9	(100.0)	(96.4)	(0.5)	(0.1)	(2.9)	15.1	3.8	0.2
300～999人	100.0	98.5	82.7	(100.0)	(91.3)	(1.4)	(1.0)	(6.2)	13.0	2.8	1.5
100～299人	100.0	97.9	87.6	(100.0)	(89.8)	(2.3)	(1.6)	(6.3)	7.3	3.0	2.1
30～99人	100.0	93.5	85.1	(100.0)	(86.4)	(1.7)	(1.8)	(10.1)	6.1	2.3	6.5
5～29人	100.0	69.6	63.7	(100.0)	(80.7)	(1.5)	(1.7)	(16.2)	3.7	2.3	30.4

注：1）［ ］内および［ ］内は、前回調査（平成16年）の数値。
2）（ ）内および［ ］内は、一律定年制がある事業所を100.0とした割合。

資料出所:「平成 20 年高年齢者雇用実態調査」

図表6 高年齢労働者を雇用している事業所割合

（単位：%）

区分	事業所総数		５５～５９歳の労働者を雇用している事業所	６０歳以上の労働者を雇用している事業所	６０～６４歳の労働者を雇用している事業所	６５～６９歳の労働者を雇用している事業所	７０歳以上の労働者を雇用している事業所
総数	(100.0)	100.0	61.9	59.4	50.2	26.9	15.6
前回［平成１６年］	…	[100.0]	[58.4]	[50.5]	[41.3]	[22.5]	[13.1]
産業							
鉱業	(0.1)	100.0	82.0	66.3	56.5	27.7	15.8
建設業	(9.9)	100.0	74.5	71.1	60.9	30.5	19.3
製造業	(13.2)	100.0	76.4	81.1	69.8	39.1	23.0
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.1)	100.0	79.6	53.9	51.2	11.8	2.4
情報通信業	(1.9)	100.0	42.2	38.2	32.9	11.6	7.6
運輸業	(4.5)	100.0	76.0	69.6	63.2	36.7	15.5
卸売・小売業	(28.7)	100.0	58.7	53.3	43.8	20.7	8.9
金融・保険業	(2.8)	100.0	61.1	32.0	30.7	6.6	3.2
不動産業	(1.4)	100.0	61.0	61.3	50.4	32.3	18.5
飲食店，宿泊業	(10.3)	100.0	50.9	50.5	44.8	21.0	15.0
医療，福祉	(9.1)	100.0	58.4	65.0	46.3	34.4	25.9
教育，学習支援業	(2.7)	100.0	53.9	54.2	47.7	29.8	22.8
複合サービス事業	(1.4)	100.0	66.2	34.2	30.2	11.3	4.6
サービス業（他に分類されないもの）	(13.9)	100.0	55.5	54.7	48.1	28.9	17.0
事業所規模							
1,000人以上	(0.1)	100.0	100.0	97.7	97.2	51.7	25.3
300～999人	(0.5)	100.0	98.7	94.5	93.3	56.9	30.0
100～299人	(2.5)	100.0	97.9	92.0	90.4	53.3	32.3
30～99人	(12.6)	100.0	88.8	81.4	78.1	43.8	23.6
5～29人	(84.4)	100.0	56.6	54.9	44.5	23.4	13.9

注：１）（　）は、総数を100.0とした、産業・事業所規模ごとの構成比。
　　２）［　］内は、前回調査（平成１６年）の数値。

資料出所：「平成 20 年高年齢者雇用実態調査」

図表7 高年齢労働者の割合

（単位：％）

区分	労働者総数	５５歳以上	５５～５９歳	６０歳以上	６０～６４歳	６５～６９歳	７０歳以上
総数	100.0	21.4	11.4	10.0	6.5	2.5	1.0
前回〔平成１６年〕	〔100.0〕	〔18.1〕	〔10.5〕	〔7.6〕	〔4.9〕	〔1.9〕	〔0.8〕
産業							
鉱業	100.0	31.1	17.4	13.7	9.2	2.9	1.6
建設業	100.0	26.9	13.7	13.2	8.6	3.1	1.4
製造業	100.0	22.0	12.9	9.1	6.3	2.0	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.6	7.5	3.2	2.7	0.4	0.0
情報通信業	100.0	9.0	5.7	3.3	2.6	0.5	0.2
運輸業	100.0	29.6	14.8	14.9	9.8	3.9	1.2
卸売・小売業	100.0	19.5	11.2	8.3	5.7	1.9	0.7
金融・保険業	100.0	13.6	9.4	4.2	3.3	0.7	0.1
不動産業	100.0	29.6	11.5	18.1	10.7	5.4	2.1
飲食店，宿泊業	100.0	19.2	9.6	9.7	6.0	2.5	1.1
医療，福祉	100.0	17.6	8.5	9.1	5.0	2.6	1.6
教育，学習支援業	100.0	22.0	9.7	12.4	7.4	3.3	1.7
複合サービス事業	100.0	15.6	10.7	4.9	3.5	1.0	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	25.7	12.1	13.6	8.3	3.8	1.6
事業所規模							
1,000人以上	100.0	13.2	9.8	3.4	2.9	0.5	0.1
300～999人	100.0	16.3	10.2	6.1	4.4	1.3	0.3
100～299人	100.0	21.3	12.1	9.2	6.3	2.2	0.7
30～99人	100.0	22.0	11.8	10.2	6.9	2.5	0.9
5～29人	100.0	23.3	11.3	12.0	7.3	3.2	1.6

注：〔　〕内は、前回調査（平成１６年）の数値。

資料出所：「平成20年高年齢者雇用実態調査」

図表8

高年齢者の高い就業意欲

いつまで働きたいか（60歳以上の人）

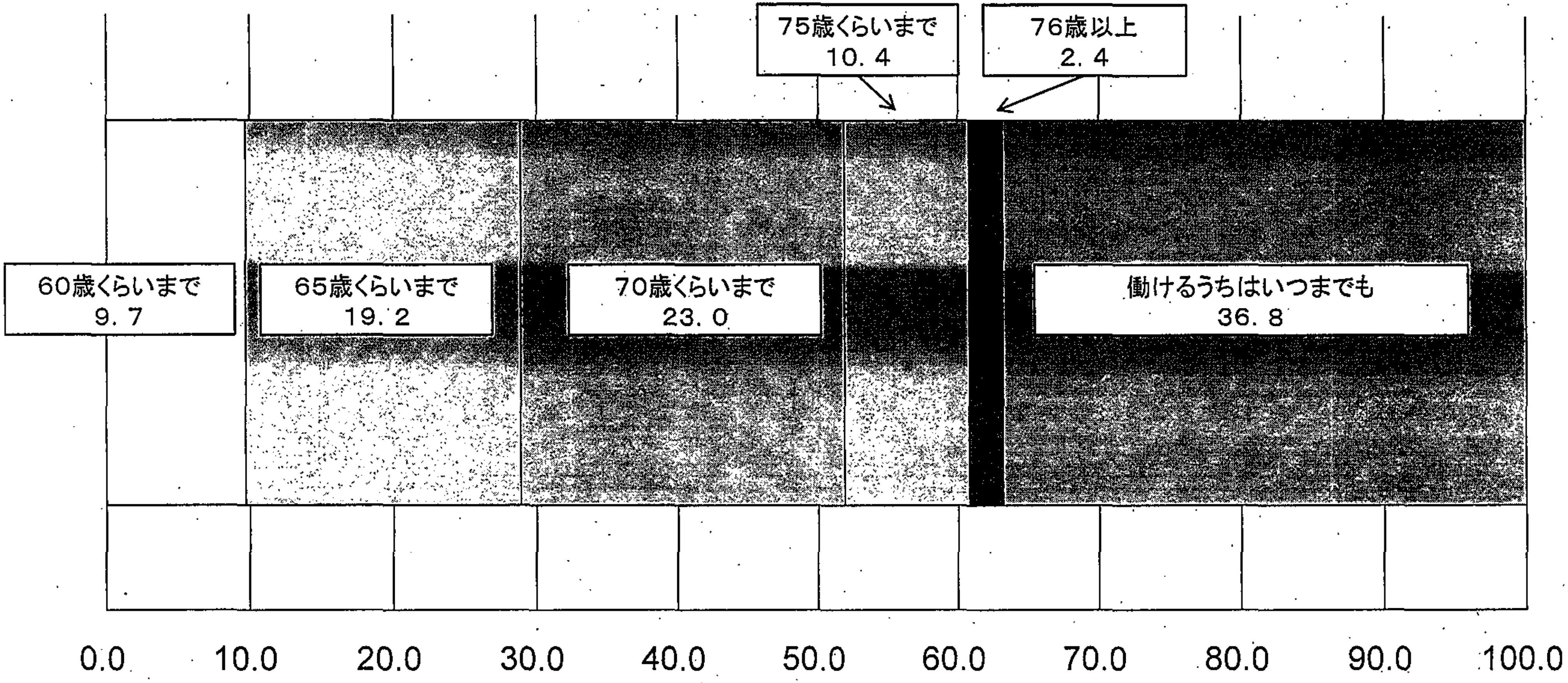

資料出所：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（2008）
（注） 60歳以上の男女を対象とした調査（n=3,293）

図表9　主な就業理由

（単位：%）

区分		就業者計	経済上の理由				健康上の理由（健康に良いからなど）	いきがい、社会参加のため	頼まれたから、時間に余裕があるから	その他
				自分と家族の生活を維持するため	生活水準を上げるため	その他				
男		100.0	79.2	75.0	3.1	0.8	4.2	6.5	4.8	4.4
	55～59歳	100.0	91.7	88.7	2.1	0.7	0.6	2.4	1.1	3.3
	60～64歳	100.0	71.8	67.4	3.6	0.7	6.3	9.3	6.1	5.5
	65～69歳	100.0	60.3	53.9	4.9	1.4	9.6	11.8	12.1	5.3
女		100.0	67.6	57.9	7.5	1.9	5.1	10.6	8.1	7.6
	55～59歳	100.0	72.4	62.7	7.9	1.5	3.2	9.4	6.5	7.6
	60～64歳	100.0	67.1	56.9	7.6	2.2	5.6	11.3	9.1	5.8
	65～69歳	100.0	55.3	46.6	6.0	2.5	9.3	12.5	10.8	10.8
前回〔平成12年〕										
男		100.0	81.5	77.2	3.4	0.7	4.1	5.7	4.9	3.1
	55～59歳	100.0	93.9	91.0	2.3	0.6	0.3	2.5	0.5	2.4
	60～64歳	100.0	76.1	70.7	4.2	0.9	5.7	7.3	6.9	3.3
	65～69歳	100.0	61.8	55.9	4.7	0.9	10.2	10.7	12.0	4.3
女		100.0	67.2	58.6	6.9	1.4	5.5	11.4	9.1	6.1
	55～59歳	100.0	74.6	64.5	8.4	1.4	2.7	10.5	6.6	5.3
	60～64歳	100.0	65.3	57.6	5.9	1.4	6.0	11.6	9.8	6.5
	65～69歳	100.0	51.8	45.5	4.7	1.4	11.6	13.3	14.5	7.5

注：　就業者計には、主な就業理由の不詳を含む。

資料出所：「平成16年高年齢者就業実態調査」

高年齢者雇用対策施策体系

主な取組の例

①60歳台の雇用確保

- 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の義務化
（改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行）
※　定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は老齢基礎年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度までに段階的に実施（現在64歳）
  - ○ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合44.6%
- 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進
（定年引上げ等奨励金の拡充等）
  - ○「70歳まで働ける企業の割合」 16.3%
（何らかの仕組みにより70歳以上まで働ける企業の割合）

②高年齢者等の再就職促進

- 募集・採用における年齢制限の禁止を義務化
（改正雇用対策法を平成19年10月に施行）
- 高年齢者等の早期再就職の実現
（試行雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金等）

③多様な就業・社会参加の促進

- シルバー人材センター事業による臨時的・短期的な就業機会の確保の促進

高年齢者雇用に関する各種調査について
（高年齢雇用継続給付に関連した部分の抜粋）

図表 2-21　雇用継続者の賃金水準（N=12643、列%）

年金や公的給付の考慮			
考慮している	49.6	うち、定年到達時からの賃金水準	100.0
		0～2割未満	0.3
		2～4割未満	2.6
		4～6割未満	17.9
		6～8割未満	53.3
		8～10割未満	11.3
		10割	0.9
		無回答	13.7
考慮していない	48.1		
無回答	2.3		

※出典：『高年齢者雇用確保措置の実態と７０歳まで働ける企業実現に向けた調査研究（第一次報告書）』（平成 20 年度　高齢・障害者雇用支援機構）
※調査目的：企業の定年制の状況や人事管理の実態を把握するもの
※調査方法：平成18年度「高年齢者雇用状況報告」の事業所データのうち、65 歳以上の常用労働者が3名以上在籍する51人以上規模の27324事業所を無作為抽出し、郵送法で実施。有効回答率は24.1%

図表２－３－８① 60代前半・フルタイム勤務継続雇用者の平均的な年収（60代前半・フルタイム勤務の継続雇用者がいる企業）（n=2851）（定年到達前:n=632、継続雇用制度雇用:n=2219））

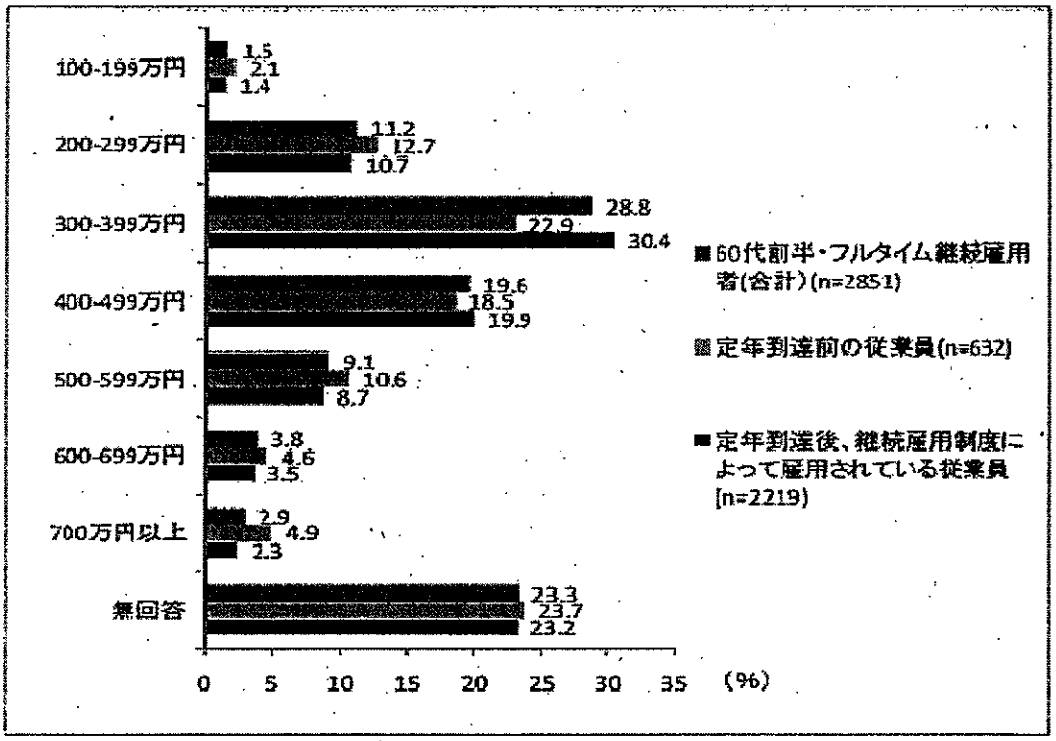

図表２－３－９④ 60代前半・フルタイム継続雇用勤務者の平均的な年収に占める高年齢雇用継続給付の割合（n=2851（定年到達前:n=632、継続雇用制度雇用:n=2219））

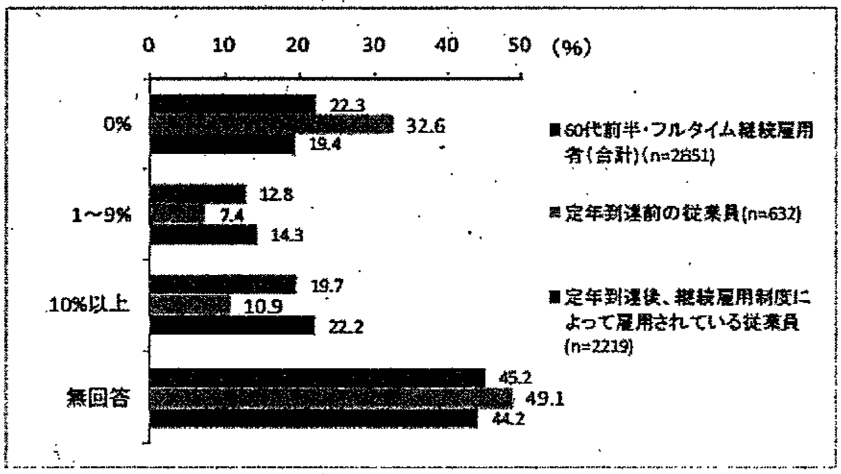

図表２－３－９⑤　60代前半・フルタイム継続雇用勤務者の平均的な年収に占める賃金・賞与、企業年金支給、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の割合（平均値）（n=1561（定年到達前:322、継続雇用制度雇用:n=1239））

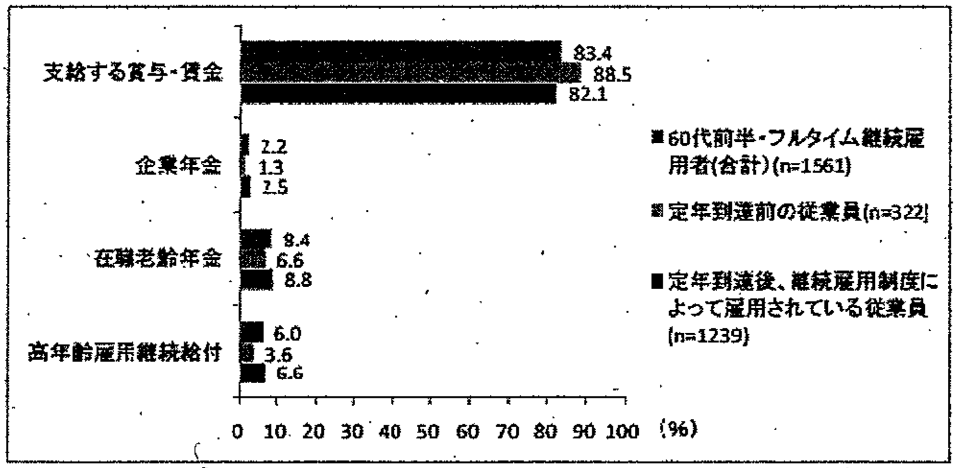

※出典：『高齢者の雇用・採用に関する調査』（平成 22 年６月　JILPT 調査シリーズ No67）

※調査目的：60 歳到達後の正社員の雇用確保の状況等について把握するもの

※調査方法：東京商工リサーチの企業情報から、農林漁業、鉱業、複合サービス業を除く、全国の従業員数50名以上の民間企業を15,000社、無作為に抽出。郵送による調査票の配布・回収。有効回収数 3,867社 有効回収率25.8%